三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町上分字立岩一〇九の一、字名一四二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字立岩一〇九の一・字名一四二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷落合六〇三の二、六〇三の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町上分字殿宮一二五六、一二六三、一二七九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字殿宮一二五六・一二六三・一二七九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　徳島県美馬市穴吹町古宮字田野内四五〇、四五一の一から四五一の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字田野内四五〇（次の図に示す部分に限る。）、四五一の一から四五一の三まで
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷菅生五八五の一、六五〇の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市西江原町字鳥遷谷四八三一の二二・四八三一の二三・四八三一の二八から四八三一の三〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四八三一の二五、四八三一の二七

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市西江原町字鳥遷谷四八三一の二二・四八三一の二三・四八三一の二八から四八三一の三〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四八三一の二五、四八三一の二七

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市西江原町字鳥遷谷四八三一の二二・四八三一の二三・四八三一の二八から四八三一の三〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四八三一の二五、四八三一の二七

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市西江原町字鳥遷谷四八三一の二二・四八三一の二三・四八三一の二八から四八三一の三〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四八三一の二五、四八三一の二七

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市西江原町字鳥遷谷四八三一の二二・四八三一の二三・四八三一の二八から四八三一の三〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四八三一の二五、四八三一の二七

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市美星町黒忠字鎌ノ畔三九の二二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市美星町黒忠字鎌ノ畔三九の二二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市西江原町字鳥遷谷四八三一の二二・四八三一の二三・四八三一の二八から四八三一の三〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四八三一の二五、四八三一の二七

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市西江原町字鳥遷谷四八三一の二二・四八三一の二三・四八三一の二八から四八三一の三〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四八三一の二五、四八三一の二七

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市西江原町字鳥遷谷四八三一の二二・四八三一の二三・四八三一の二八から四八三一の三〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四八三一の二五、四八三一の二七

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市美星町黒忠字鎌ノ畔三九の二二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市美星町黒忠字鎌ノ畔三九の二二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）